

## コーションプレートの品質

## Quality of Caution Plates

**1 適用範囲** この規格は、自動車（二輪自動車を除く）の点検、整備、取扱いについての注意や警告の内容を示す表示板（以下、コーションプレートという。）の品質について規定する。ただし、輸出仕様のものには適用しない。

**備考** コーションを直接、部品本体に表示したものの品質についてもこの規格を準用することが望ましい。

**2 制定の目的** この規格は、コーションプレートの適正品質の確保及び試験方法の標準化を図ることを目的とする。

**3 等級** コーションプレートの品質の等級は、自動車への取り付け位置によって表1のように分類する。ただし、等級分類の適用については当事者間の協定による。

表1 分類

等級	取り付け位置による分類
C1	乗員室内及び荷物室内に取り付けるもので、光と熱の負荷が高いもの。
C2	乗員室内及び荷物室内に取り付けるもので、光の負荷は高いが、熱の負荷はやや低いもの。
C3	乗員室内及び荷物室内に取り付けるもので、光と熱の負荷がやや低いもの。
E1	エンジン室内に取り付けるもので、熱の負荷が高いもの。
E2	エンジン室内に取り付けるもので、熱の負荷がやや低いもの。
01	上記以外の場所（ボデー外板、シャーシ、アンダフロアなど）に取り付けるもので、光の負荷が高いもの。
02	上記以外の場所（ボデー外板、シャーシ、アンダフロアなど）に取り付けるもので、光の負荷が低いもの。

**4 構造及び取付け方法** コーションプレートは、基材（ポリ塩化ビニール、ポリエステル、アルミニウムなど）に文字又は図（以下、表示という。）を印刷、転写したもので、接着剤やその他指定された方法で自動車に取付けるものとする。

**5 品質** コーションプレートの品質は、箇条7に規定する方法で試験し、表2の基本性能及び必要に応じて、表3の追加性能を満足しなければならない。ただし、当事者間の協定により、評価項目を追加又は削除してもよい。